

青森県報

第三千七百十七号

平成二十五年
七月十六日
(火曜日)

目次

告 示

| | |
|---|----------------|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… | (健康福祉課) ……一 |
| 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出…………… | (同) ……一 |
| 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出…………… | (同) ……四 |
| 生活保護法による指定介護機関の名称並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出…………… | (同) ……七 |
| 生活保護法による施術者の指定…………… | (同) ……八 |
| 生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出…………… | (同) ……八 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… | (同) ……八 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出…………… | (同) ……八 |
| 青森県情報資産管理システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札…………… | (情生システム課) ……九 |
| 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… | (県民生活文化課) ……一〇 |
| 大規模小売店舗の変更の届出…………… | (商工政策課) ……二 |
| 右 同…………… | (同) ……二 |

漁業取締船の建造に係る一般競争入札…………… (水産振興課) ……三

出先機関

土地改良区の定款変更の認可…………… (上北地域) ……一四

告 示

青森県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|----------|------------|----------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
| ふくだクリニック | 平川市尾上栄松二八六 | 平成二五・五・三 |

青森県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業の種類 | 居宅介護事業所 | | 変更年月日 |
|----|---------|--------|-----------|---------|-----|-------|
| | 名称 | 主たる所在地 | | 名称 | 所在地 | |

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|---------------|--|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| " | " | " | " | " | " | 株式会社 | " | 一般社会 | 社会法人 | 医療法人 | 仁会青 |
| 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 | 平川市碓ケ 五の二七 |
| " | " | " | " | " | " | 居宅療養 管理指導 | " | " | " | 訪問看護 | " |
| メイプル調 剤薬局 | ノア調剤薬 局 | 青山調剤薬 局 | " | " | " | なないろ調 剤薬局 | " | 看護会訪問 センター | " | 訪問看護 センター | " |
| 黒石市寿町 | 五所川原市 八木町一丁目 四木八幡町 金木一丁目 金木一丁目 アセタノ | 弘前市大 一丁目二丁目 | " | " | " | 弘前市大 一丁目三丁目 | " | 平川市小 一丁目 | " | 八戸市大 一丁目 | " |
| " | " | " | " | " | " | 二・二・八 | " | 三・四・一 | " | 平成 三・三・六 | " |

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 益財団法 人リパシ 会 | 財団法 人リパシ 会 | 益財団法 人リパシ 会 | 財団法 人リパシ 会 | 益財団法 人リパシ 会 | 財団法 人リパシ 会 | 益財団法 人リパシ 会 | 財団法 人リパシ 会 |
| " | " | " | " | " | " | 八戸市大 一丁目 | " |
| " | " | 居宅療養 管理指導 | " | " | " | 訪問 センター | " |
| リニツパ ク | " | " | " | " | " | 介 センター | " |
| 八戸市大 一丁目 | " | " | " | " | " | 八戸市大 一丁目 | " |
| " | " | " | " | " | " | 三・四・一 | " |

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 | 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 | 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 | 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 |
| " | | " | | " | | " | |
| 訪 問 介 護 | | シ ビ 通 所 ヨ リ テ ー ハ | | 療 短 期 養 介 護 所 | | 訪 問 看 護 | |
| 所 問 は 介 護 事 業 訪 く じ ゆ | | " | | じ 健 介 ゆ 施 護 ゆ 設 老 は 人 く 保 | | " | |
| " | | " | | 九 沼 河 八 二 原 戸 二 木 市 の 字 大 三 北 字 | | " | |
| " | | " | | " | | " | |

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 | 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 | 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 | 会 リ 人 公 益 財 団 法 シ ハ シ ヨ ビ ル 財 団 法 ン リ バ テ ー リ ハ シ | ヨ ビ ル 財 団 法 人 シ ン リ バ テ ー リ ハ シ 協 会 |
| " | | " | | " | | " | |
| " | | " | | 訪 問 看 護 | | 介 訪 護 問 入 浴 | |
| し け て 訪 も ア 問 だ ボ 看 ー シ 護 ト ャ ヨ ン ス | | け て 訪 ア 問 ポ 看 ー シ 護 ト ャ ヨ ン ス | | み け て 訪 さ ア 問 わ ボ 看 ー シ 護 ト ャ ヨ ン ス | | 事 問 は 介 業 入 浴 所 所 介 護 訪 | |
| 五 二 上 六 せ 北 〇 町 郡 八 山 お の 崎 い | | 九 沼 河 八 二 原 戸 二 木 市 の 字 大 三 北 字 | | 二 三 三 四 一 沢 沢 九 字 市 の 園 大 一 沢 字 | | " | |
| " | | " | | " | | " | |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-----|----------------|-----|---------------|-----|--------------|-----|----------------|-----|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| " | | 東洋シルバースタイル株式会社 | | 社会福祉法人 嶽陽会 | | " | | 社会福祉法人 青森福祉振興団 | |
| " | | 青森市中佃三丁目七の二三 | | 弘前市大字 富田町七九 | | " | | むつ市十二の二 | |
| 訪問看護 | | 訪問介護 | | 通所介護 | | 訪問介護 | | 訪問介護 | |
| エコーサポートセンター | | エコーサポートセンター | | 通所介護事業所 山荘シヤク | | 訪問看護センター | | 訪問看護センター | |
| 弘前市大字 八の三丁目 | | 弘前市大字 八の三丁目 | | 弘前市大字 賀田二丁目 | | 弘前市大字 七野八七の一 | | むつ市十二の二 | |
| " | | 三 | | 三 | | " | | " | |

| | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区分 | 介護予防事業 | 介護予防事業 | 介護予防事業 | 介護予防事業 |
| 名称 | 介護予防事業 | 介護予防事業 | 介護予防事業 | 介護予防事業 |
| 主たる所在地 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 |
| 事業種類 | 訪問介護 | 訪問介護 | 訪問介護 | 訪問介護 |
| 年月日 | 平成25年7月16日 | 平成25年7月16日 | 平成25年7月16日 | 平成25年7月16日 |

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三村 申 吾

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

青森県告示第五百八十号

| | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 |
| 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 | 弘前市大字 八の三丁目 |
| 訪問看護 | 訪問看護 | 訪問看護 | 訪問看護 | 訪問看護 | 訪問看護 | 訪問看護 | 訪問看護 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |

| | | | | | | | |
|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|------------------------|---|------------------------|--------------------------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| 株式会社 ブライズ | 株式会社 ブライズ | 株式会社 ブライズ | 株式会社 ブライズ | 社会福祉法 人嶽陽会 | | | " |
| " | " | 妙戸大 九字桶屋 の六〇平 | 八戸市大 字 | 弘前市大 字 富田町七 九 | | | " |
| 通介 所護予 介防 | 通介 所護予 介防 | 訪問 介護予 介防 | 訪問 介護予 介防 | 通介 所護予 介防 | | 訪問 介護予 介防 | 訪問 介護予 介防 |
| 森かスデイ つせセンター こうの | 森かスデイ つせセンター こうの | 森かスデイ つせセンター こうの | ヘルパー のシヨンス | 業所 松山荘 シケ | 通介 所護予 介防 | 問介 のく訪 シヨンス テ | 総合 タケアセ のク庄 シヨンス テ |
| 五丁目 三九の 一 | 三戸郡 上階 西三 | 八戸市 西二 九の | 三戸郡 上階 西二 | 弘前市大 字 賀田二丁 目 | 七野百 三沢市小 字 弘前市大 字 百七の 一 | | " |
| " | " | 三 四 一 | 三 四 一 | 三 四 一 | | | " |

青森県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 区分 |
|-----------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 株式会社 東洋シルバ 株式会社 | 株式会社 東洋シルバ 株式会社 | 社会福祉法 人青森社会 福祉振興団 | 社会福祉法 人青森社会 福祉振興団 | 公益財団法人 シヨンス協 会 | 公益財団法人 シヨンス協 会 | 株式会社 イビス サデ | 株式会社 イビス サデ | 一般社団法 人公済会 | 一般社団法 人公済会 | 名称 住所 名称 住所 |
| 青森市中 丁目七の 三三 | 青森市中 丁目七の 三三 | むつ市 十二 林 | むつ市 十二 林 | 八戸市大 字 原八木 の四郎 四 | 八戸市大 字 原八木 の四郎 四 | 西津軽郡 舞鶴ケ 沢大字 上富田 一 | 西津軽郡 舞鶴ケ 沢大字 上富田 一 | むつ市小 川町 五 | むつ市小 川町 五 | 名称 住所 名称 住所 |
| エコー ル居 宅介護 センター | エコー ル居 宅介護 センター | みちのく アサヒ センター | みちのく アサヒ センター | シヨンス 協会の 事業所 | シヨンス 協会の 事業所 | 居宅介護 支援 センター | 居宅介護 支援 センター | 公済会 居宅 介護 事業 所 | 公済会 居宅 介護 事業 所 | 名称 住所 名称 住所 |
| 弘前市大 字 駅前 一〇の 六 | 弘前市大 字 駅前 二丁目 八の 三 | むつ市 十二 林 | むつ市 十二 林 | 八戸市大 字 河原 木北 沼二 三九 | 八戸市大 字 河原 木北 沼二 三九 | 西津軽郡 舞鶴ケ 沢大字 上富田 一三 六の | 西津軽郡 舞鶴ケ 沢大字 上富田 一三 六の | むつ市小 川町 一 | むつ市小 川町 一 | 名称 住所 名称 住所 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | 平成 二五 年 四 月 一 | 平成 二五 年 四 月 一 | 変更 年月 日 |

| | | | | | |
|-----|---------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------|---|
| 変更前 | 株式会社リ ブライズ | 八戸市大字妙 字桶屋平九の 六〇 | 居宅介護支 援事業所か つこの森 こなかの | 八戸市小中野三 丁目一四の一三 | " |
| 変更後 | 株式会社リ ブライズ | " | 居宅介護支 援事業所か つこの森 はしかみ | 三戸郡階上町蒼 前三丁目九の 一五三 | " |
| 変更前 | 有限会社リ ブライズ | | | | |
| 変更後 | 株式会社リ ブライズ | | | | |

青森県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----|--------|----|------------------|-------|-----------|
| 氏名 | 大下内 眞一 | 住所 | 十和田市大字豊ヶ岡字豊ヶ岡一七五 | 指定年月日 | 平成 三〇 六 三 |
|----|--------|----|------------------|-------|-----------|

青森県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|----|----|--------|---------|-------|
| 区分 | 氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 変更年月日 |
|----|----|--------|---------|-------|

| | | | | |
|-----|-------|--------|--------------------------|-----------|
| 変更前 | 竹島 直樹 | 大学通接骨院 | 十和田市大字三本木字 前谷地一六の二三三五 | 平成 四〇 七 一 |
| 変更後 | 竹島 直樹 | トコ入整骨院 | 十和田市東二十二番町 一七の一二 | |

青森県告示第五百八十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|--------|----------|---------|------------|-------|-----------|
| 名称又は氏名 | ふくだクリニック | 所在地又は住所 | 平川市尾上栄松二八六 | 廃止年月日 | 平成 三〇 三 三 |
|--------|----------|---------|------------|-------|-----------|

青森県告示第五百八十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-----|-------|--------|-------------------------|---------|
| 区分 | 氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 変更年月日 |
| 変更前 | 竹島 直樹 | 大学接続骨院 | 十和田市大字三本木字 前谷地一六の二三三 | 平成二〇・七一 |
| 変更後 | | トコ入整骨院 | 十和田市東二二番町 一七の二二 | |

公 告

青森県情報資産管理システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県情報資産管理システム機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十五年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年八月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

五 資格の審査等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
- 2 提出部数 二部
- 3 提出期限等
 - (一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十五年八月五日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。
 - (二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
 - (三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七 七三四 九一六〇
- 2 入札書の提出期限
平成二十五年八月二十七日 午後五時
- 3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目四の三〇
青森県庁舎北棟五階A会議室
平成二十五年八月二十九日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）（第三百二十二条第一項第一号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていないと判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十五年度の契約金額とする。ただし、平成二十六年度から平成二十九年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成三十年度の契約金額は落札金額に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p. m. August 27, 2013

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月十六日

| | |
|--|---|
| 一 | 申請のあった年月日 平成二十五年七月二日 |
| 二 | 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人弘前Jスポーツプロジェクト |
| 三 | 代表者の氏名 黒部 能史 |
| 四 | 主たる事務所の所在地 弘前市大字石川字村元九四 |
| 五 | 定款に記載された目的 この法人は、弘前市を中心とした地域にプロサッカーチームを作り、これを軸として公益性の高い世界に誇れる、安全で快適なスポーツクラブ確立を目指し、スポーツ文化都市として発展させる事業を行い、明るい豊かな地域社会作りに寄与することを目的とする。 |
| ~~~~~ | |
| 大規模小売店舗の変更の届出 | |
| 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。 | |
| 平成二十五年七月十六日 | |
| 一 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー三沢店 三沢市南町一丁目三一の三八四七外 |
| 二 | 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社三吉 三沢市南町一丁目三一の三八五五 代表取締役 葛巻盛和 |
| 三 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 |
| 変 更 前 | 変 更 後 |
| 年 月 日 更 | |

| | |
|--|--|
| 四 | 届出年月日 平成二十五年六月十日 |
| 五 | 届出書の縦覧 1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所 2 期間 平成二十五年七月十六日から同年十一月十六日まで 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。 |
| 六 | 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 1 提出期限 平成二十五年十一月十六日 2 提出先 青森県商工労働部商工政策課 3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由 4 言語 意見書は、日本語により記載すること。 |
| ~~~~~ | |
| 大規模小売店舗の変更の届出 | |
| 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。 | |

| | | |
|---|---|---------------------------------------|
| 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗 | 平成 二 五 年 三 月 三 日 |
|---|---|---------------------------------------|

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
野辺地ショッピングセンター
上北郡野辺地町字二本木二三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| | | | |
|-------|--|---|-------------|
| 変 更 前 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗 | 平成 三三・三三 |
| 変 更 後 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗 | 平成 三三・三三 |
| 変 更 前 | マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明 | 変更無し | |
| 変 更 後 | 変更無し | | |

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| | | | |
|-------|--|---|-------------|
| 変 更 前 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗 | 平成 三三・三三 |
| 変 更 後 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗 | 株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗 | 平成 三三・三三 |
| 変 更 前 | マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明 | 変更無し | |
| 変 更 後 | 変更無し | | |

- 四 届出年月日
平成二十五年六月十日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

- 2 期間

平成二十五年七月十六日から同年十一月十六日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

平成二十五年十一月十六日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

漁業取締船の建造に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項

- 1 製造する財産の名称及び数量

漁業取締船 一隻

- 2 製造する財産の概要

- (一) 船種

第三種漁船

- (二) 船質

軽合金

- (三) 船型

キハラ式ステップ船首付きディーブVオメガ型船底
形状を有する半滑走型高速艇船型

- 四 長さ(垂線間) 二十六メートル
 - 五 幅(型) 五・四メートル
 - 六 深さ(型) 二・七メートル
 - 七 計画満載吃水(型) 一メートル
 - 八 計画総トン数 五十五トン
 - 九 最大搭載人員 十一名
 - 十 その他 入札説明書及び仕様書による。
- 二 納入期限
平成二十六年十一月二十八日
- 三 納入場所
青森港
- 四 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
 - 5 漁業取締船を建造することができる自社屋内施設を有し、漁業取締船の建造に使用できること。
 - 6 過去十年間に、主船体及び上部構造部分に大型押出型材を使用した近海資格(制限付きを含む。)の軽合金製漁業取締船(総トン数五十トン以上、巡航速度三十ノット以上)の建造実績を有する者であること。
 - 7 調達する漁業取締船を建造することができる技術的能力を有すると認められる

- 者であること。
- 8 調達する漁業取締船に対し、長期にわたり迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
 - 五 資格の審査等
 - 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。
 - 2 提出部数 二部
 - 3 提出期限等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十五年八月六日までに青森県農林水産部水産局水産振興課長に提出しなければならない。
 - また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
 - (三) 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
 - 六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部水産局水産振興課総務グループ
電話 一七 七三四 九五九一
 - 七 入札の日時及び場所
 - 1 日時
平成二十五年八月二十六日(時間は、入札説明書による。)
 - 2 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎南棟八階 B会議室
 - 八 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
 - 九 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十一 契約の締結

1 落札者決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be manufactured:

Fisheries Inspection Vessel, 1 set

2 Time-limit of tender:

26 August, 2013(Please refer to a bit manual in time)

3 Contact point for the notice:

Fisheries Promotion Division

Fisheries Bureau

Department of Agriculture, Forestry and Fisheries

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL. 017-734-9591

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を平成二十五年七月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月十六日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

| | | |
|------------------------------------|--|------------------------------|
| (発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|--|------------------------------|